

障がいのある人もない人も、チャンス・待遇は平等です。

しょうがい ひと ひと たいぐう びやうどう

障害者差別解消法

しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
この法律は、誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら暮らすことができる社会の実現を目的としています(平成28年4月1日施行)。



知ってる?

注意! 障がいのある従業員、職員に対する事業主の義務については、障害者雇用促進法(P38～P39)が適用されます。

この法律で禁止している「障がいを理由とする差別」とは?

① 不当な差別的取扱い
障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりしてはいけません。

【例】

- 店に入ろうとしたら車いすを利用していることが理由で、断られた。
- アパートの契約をするとき、「私には障がいがあります」と伝えると、障がいがあることを理由にアパートを貸してくれなかった。
- スポーツクラブや習い事の教室などで、障がいがあることを理由に、入会を断られた。

※誰が見ても目的が正当で、かつ、その扱いがやむを得ないときは、差別になりません。

② 合理的配慮の不提供
障がいのある人から何らかの配慮を求められた場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められます。

【例】

- 災害時の避難所で、聴覚障がいのある人がいると管理者に伝えたのに、必要な情報が音声でしか伝えられなかった。
- 交通機関を利用したいとき、どの乗り物に乗ったらいいのか分からないので職員に聞いたが、分かるように説明してくれなかった。
- 役所の会議に呼ばれたので、分かりやすく説明してくれる人が必要だと伝えていたが、用意してもらえなかった。

社会的障壁って何?

- 社会における事(物)の通行、利用しにくい施設、設備など→物理的なバリア
例:段差や階段、狭い道路、迷惑駐車、点字ブロックのない歩道
- 制度(利用しにくい制度など)→制度的なバリア
例:「耳が聴こえない」「精神病にかかっている」など、障がいや病気を理由に免許を交付しなかったり、取り消したりすること。
- 慣行(障がいのある人の存在を意識していない慣習、文化など)→文化・情報のバリア
例:点字や手話通訳などの情報伝達の欠如があり、文化に親しむ機会が制約されること。
- 観念(障がいのある人への偏見など)→意識(心)のバリア
例:間違った知識や知らないことから生まれる差別や偏見。障がい者に対する先入観(かわいそう、いつも大変など)や無理解から発する言動。他者に対する無関心。

「障がいを理由とする差別」を解消するための措置

ふとう さべつ てきとりあつかい	しょう しゃ ごう りてき はい りよ
くに ぎょうせい き かん 国の行政機関・ 地方公共団体など	ほう てき ぎ む 法的義務 合理的配慮を行わなければなりません。
みん かん じ ぎやうしゃ 民間事業者(※1)	ど りよく ぎ む 努力義務(※2) 合理的配慮を行うよう努めなければなりません。

※1 個人事業者やNPOなどの非営利事業者も含まれます。
※2 法改正により、民間事業者における合理的配慮の提供が義務化されます。改正された法律は、公布された令和3年6月4日から3年以内に施行されます。

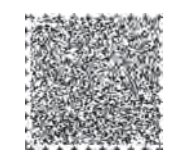
合理的配慮の提供とは

障がいのある人とない人の平等な機会を確保するために、障がいの状態や性別、年齢などを考慮した変更や調整を行ったり、サービスを提供したりすることを「合理的配慮」といい、それをしないと差別になります。ただし、事業者にとってお金がかかりすぎる場合などは合理的配慮を行わなくても差別になりません。

障害者差別解消法 Q & A

- Q** 「合理的配慮」の具体的な例を教えてください。
- A** どのような配慮が合理的配慮に当たるかは個別のケースで異なります。例えば、車いすの人が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障がいのある方の障がいの特性に応じたコミュニケーション手段(筆談、読み上げなど)で対応することが挙げられます。

●参考/内閣府「障害者差別解消法リーフレット」「障害者差別解消法リーフレット(わかりやすい版)」、日本障害フォーラム「障害者差別解消法って何?」パンフレット



▲目の不自由な方のための音声コード



▲目の不自由な方のための音声コード